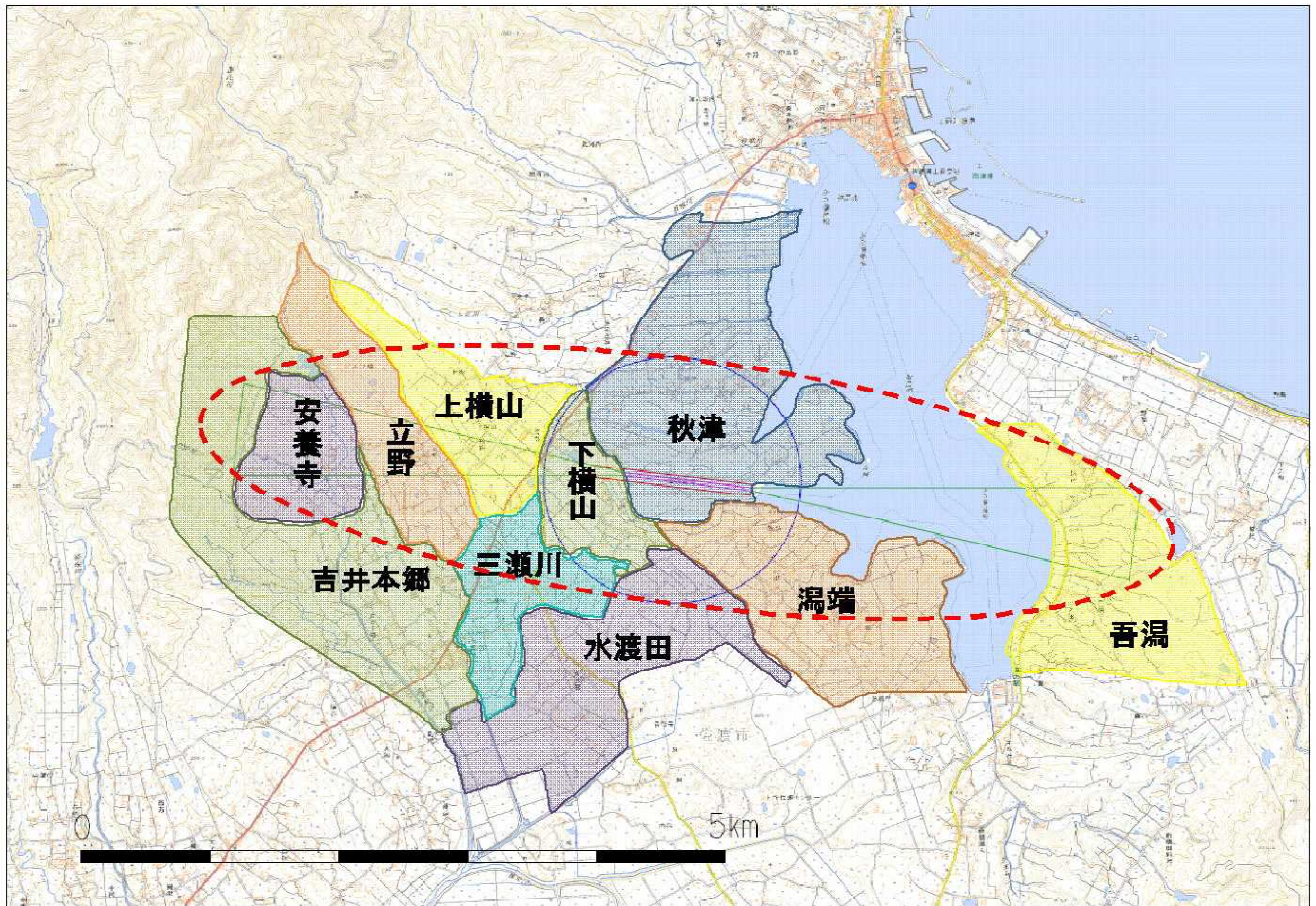


佐渡空港からのお知らせ



佐渡空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（上の図の点線区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面）を設けています。

（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港） 空港用地課までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーン等も該当します。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、下記の佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港） 空港用地課まで、お問い合わせ下さい。

問い合わせ先

佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港）

空港用地課

TEL 0259-27-3311

FAX 0259-27-3321